

解説メモ

この質問主意書への鳩山内閣の回答の重要なポイントは、天下りのあつせんを事実上認めたことにあります。

足立盛二郎・元郵政事業庁長官の退職後のポストについて、「役所のあつせんはあったか」という質問に対する答えが以下です。

「足立氏の再就職に際しては、記録等では確認できないが、略歴の送付等があったと考えられる。」

役所が天下り先に対して再就職に関する情報提供を行うことは、天下りの「あつせん」にあたります。「略歴の送付」はまさに情報提供の典型例であり、役所のあつせんを鳩山内閣総理大臣の名前で公式に認めたこととなります。

内閣官房副長官によれば「天下り」の定義は、「府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう。したがって、公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあつせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らして適材適所の再就職をすることは、天下りには該当しない」となっています。

足立氏の場合は「府省庁によるあつせん」を受けているので、内閣官房副長官の定義に従い、いわば「正式な天下り」と認定できそうです。